

## 本部長指示事項

- 1 各局区は、市民に対して、県境をまたぐ移動の自粛や日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛に加え、路上や公園等における飲酒等の行為を控えていただくよう周知すること。
- 2 市主催等のイベントについては、原則として、中止、延期又は規模縮小とし、やむを得ず開催する場合は、感染予防対策を徹底すること。  
また、市民利用施設等を含め、酒類の提供は終日行わないこと。
- 3 ワクチン接種の予約及び接種について、市民が円滑に実施できるよう、引き続き全庁をあげて取り組むこと。
- 4 職員は、まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、県境をまたぐ移動の自粛、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を行うこと。